

議会運営委員会報告書

平成27年9月16日

備前市議会議長 田 口 健 作 殿

委員長 橋 本 逸 夫

平成27年9月16日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

- 1 第5回定例会の運営について
 - ① 追加議案について
 - 議案第121号 備前市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - ② 定例会第9日目から第11日目の議事日程について
 - ③ 吉永総合支所長の欠席について
- 2 議案第102号（平成26年度一般会計決算）の審査日程について

議 会 運 営 委 員 会 記 録

招 集 日 時	平成27年9月16日（水）	午前9時00分		
開議・閉議	午前9時00分	開会 ～	午前9時26分	閉会
場 所 ・ 形 態	委員会室A・B	会期中(第5回定例会)の開催		
出 席 委 員	委員長	橋本逸夫	副委員長	西上徳一
	委員	尾川直行		津島 誠
		掛谷 繁		星野和也
欠 席 委 員	なし			
遅 参 委 員	なし			
早 退 委 員	なし			
列 席 者 等	議長	田口健作	副議長	守井秀龍
	委員外議員	なし		
	紹介議員	なし		
	参考人	なし		
説 明 員	議会事務局長	草加成章	議会事務局次長	入江章行
	議事係長	石村享平	議事係主査	青木弘行
傍 聴 者	議員	なし		
	報道関係	なし		
	一般傍聴	なし		
審 査 記 録	次のとおり			

午前9時00分 開会

○橋本委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席は6名です。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

早速会議を開きます。

まず、第5回定例会の運営についてということで、事務局より説明を求めます。

○石村議事係長 それでは、定例会の運営についてを一括して御説明申し上げます。

まず、追加議案についてでございますが、本日市長より、議案第121号備前市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例の制定についてが追加送付されておりますので、お手元に配付させていただいております。

本案につきましては、細部説明にもありますとおり、9月末日で事業者が撤退するバス事業の市営化に伴う機構改革案でございます。

審議方法でございますが、総務産業委員会への付託審査と考えております。

本案の採決までの議事運営につきましては、定例会第9日目から11日目までの一般質問、質疑に係る議事日程とあわせて御説明申し上げます。

別添の3日間の日程表の案をごらん願います。

まず、本日の定例会第9日目でございますが、会議に当たり、市長から発言の申し出がございますので、議長において許可をされております。発言の内容は、既に新聞で報道されておりますとおり、市が告訴状を提出したことに係る御報告と伺っております。

次に、日程1で追加議案を上程し、市長より提案説明をいただきます。

続いて、日程2は一般質問でございます。質問通告は、別添の一覧のとおりで、11人の方から通告が出されております。病院事業管理者への質問はございませんでしたので、引かれたくじの順により、質問順位を決定いたしております。なお、11人の場合は初日が5人、2日目が4人、3日目が2人となっておりますことから、3日目までの一般質問の日程が確定しております。

最後に、一般質問の3日目、定例会第11日目でございますが、通告された一般質問が全て終了いたしましたら、日程2で議案の質疑を行います。初日までに上程された議案のうち、通告をお受けした質疑につきましては、別添一覧表のとおりでございます。

本日の追加議案でございます議案第121号につきましては、特段の質疑通告期限を設けられなければ、これまでに上程済みの議案に続いて通告なしで質疑を行っていただきます。質疑を終えましたら、報告第23号を除く全ての議案を所管の常任委員会へ付託いただきます。

続いて、日程3は請願の上程、紹介、委員会付託でございます。ここで、議案第121号の審議方法に戻りますが、本追加議案は10月1日のバスの市営化に係る機構改革案でございますので、最終日に採決するわけにまいりませんので、定例会第11日目に採決しようとするもので

ざいます。請願の委員会付託が終わりましたら、本会議を休憩いただき、付託された諸議案のうち、議案第121号のみを審査いただくために総務産業委員会を開催いただきます。委員会が結審されましたら、本会議を再開して、日程4で委員長報告、日程5で採決という議事日程案でございませう。

最後に、説明員についてでございますが、吉永総合支所長が都合により本日から最終日までを欠席されると伺っております。ただし、会期中の委員会では関連議案もございませうので、必要に応じて吉永総合支所管理課参事に代理をお願いしております。

定例会の運営については以上でございます。

○橋本委員長 ただいま説明がございましたが、何か質問、御意見がございましたら。

○尾川委員 追加議案のことなんじゃけど、前から言ようように、まずいつ決まったん。こんなことは4月から、もう3月からの話なんじゃから、方針を決めて、まずどういう組織体制にするということが一番じゃが。そりゃ、委員会でも言うけどな。それでも、議運としても何でもかんでも安易に受けて、こんな追加議案、追記議案というてやるんなら、もう前に言うたように、いつでも受けりゃええが。本に書いとる、借りてきて一気に読んだ。議案提出の時期というて書いてあるんじゃ。要は議長においても、審議の能率化と徹底を図るため、議案や説明資料は、資料よ、資料やこう遅かろう、備前市は。資料は、議事日程とともに早く議員に配付して、議案の事前検討ができるよう議会事務局に手配させることが望ましいと。だけど、望ましいということ、いっつも言うように、灰色部分があるわけじゃ。だから、それを備前市議会は決定と見るんか、まあええかげんに見るんかということなんじゃ。わかる、白か黒か、灰色を見るんか、どうでもええんか、そのルールをきちっと守っていこうというんか、それは議会が決めることなんじゃ。これ、あくまでも一般大多数を対象にしとる本じゃわ、これは。じゃから、そういうことをこつこつやっついていかなんたら、何もかもわやくそになるよ。

今、思うとんのは、当然組織を立ち上げて取り組みますと、4月1日ならええ、6月1日でもええわ。何も10月1日にせにゃならんことはねえんじゃもん。そんなこと、ちいたあつかかなんたら、市民から議員は何をしょんなら言われらあ。組織がはっきりせんから、それはかけ持ちかけ持ちで何やら、今度とるんじゃろ、恐らく人を。そこのセクションの人は減ってきとるわけじゃ。そしたら、負担になるわけじゃ。あんたら、勘がええんか知らんけえな。3人おって、1人抜かれたら、2人になる。仕事の量が一緒で、2人でやるということになったら、どねんすんならということ、そのくらいのことをするのは今ごろの民間企業では当たり前かもしれんけど、じゃけど、やはり備前市としたら、職務分掌あつて、労働時間は決まっとる、休みの数は決まっとる、本人の能力差はあるかもしれんけど、ある程度その辺は見て、今度要員が要るんかというのを議員もチェックせにゃいけんが。本当に市民にサービスが低下せずにきちっといけるんかどうかということも、やはり建前的にはそういうことをやらにゃいけんと思う。なかなかできんけどな、現実に。だから、議員もそこまで入っていくということはできんかもしれん。そういうもん

で、議員というのは任されとるわけじゃから、それを上が言うたからというて、こうやって今になってあしたになって、おいせえ、おめえら、ごじゃごじゃ抜かすなというて、そんなことをやりようたら、ええことにならんわ、やはり。職員もえれえじゃろうし、議会事務局だってこんな話を聞かにゃならんし、こっちも言わにゃあならんし、生産的じゃねえわけじゃ、全然。じゃから、それはやはりずっと気をつけて、よう読んでくれえ、これを。書いてあるんじゃ、そういうて。それで、運営せにゃおえんわ、頑張るて。そりゃ、なかなかそう簡単にいかんけど、こういうことをしていかにと、うまく議会運営はいかにと。それで、通告なしで質問してくれりゃあええ、ほんなら何もかんもそうせんかということになるで。そうじゃろう。ほんなら、やりゃあええが、通告なしで皆その日にやりゃあええが。何もこれができるんなら、ほかの議案だって一緒じゃねえかと言いとうなるで。そんなことをしたら、議会運営がうまいこといかにようになろうが、ばたばたばたばたして、今の国会みたいなもんじゃ。これだけぐらい答弁書探すのに時間がかかるわけじゃ。それじゃったら、通告やこうなしにすりゃええが。通告なしで。そこまで言うたらあれじゃけど、まあそれに聞こえたわ。通告なしでするんじゃから、おめえら言う機会何ぼでも設けたるんじゃけえ、いけえというて。そんなもんじゃねえで。やはり、そりゃルールをつくって、何でルールをつくったか、わしがいつも言よんじゃ、何かふぐあいがあったからルールつくつとるわけじゃ。スムーズに議会運営していきましょと、それでできるだけ誠意持った答弁をしていただきましょと、じゃねえと何をしょんやらわからん、ちょっと待ってください、ちょっと待ってください言ようたら、市民が見たときに何をしょんならと、時間の浪費ばあして効率を考えずに。やはり、もっとそういうことを考えて、一個一個もっと真剣に、真剣にしてねえとは言わんけど、こんな物すごく大きい問題じゃ。組織というのは、一番人の仕事をどうするかということじゃもん。市民に対してどうサービスしていくかということじゃ。それを今になって10月1日じゃから、どねんな事情があったんか知らん、聞かにゃいけんけえな、委員会で。あんたらに聞いたってしょうがねえ。10月1日にするからというて、きょう持ってきて、それでどうにかせえいうて、そりゃせにゃあいけんけど、何でそんなバスを買うたりばあ先に先行して、誰が責任持つてする、どの程度するということ、どこまで任せるかということを決めずに、こんなことをしょうて笑おうが、聞いてみられえ、局長、よその議会にどうなんでというて。10月1日のことを、はやもうきょう17日に持ってきてすぐ即決してくれえというて、議会は受けるんじゃというて、そりゃ受けりゃええけど、それじゃやはりわしが言よんのは、要するにもっと計画的に、何やかんや皆そうじゃがな。だっだっだっだっやって、タブレット買えというて何にも体制ができてねえ、受け入れ態勢はねえ、へえでええ、ええ言よんじゃから、わしもええ言うたけど、買うのはええ、そういうもんはやはりどうやっていくかということ、きちっと明確にしてから進めていかなんだら、おかしいと思わにゃいけんよ。わしゃおかしいと思う。ほかの人はおかしゅうねんか知らんけどな。

○橋本委員長 本件に関して追加議案を受けた議長、何かコメントありますか。

○**田口議長** いつ決まったかはわかりませんが、市長と副市長と議長室に追加議案を提出したんですということで、9月11日の金曜日に来られました。つきましては、32路線のバス運行に関して、係ではとてもじゃないけどやっていけそうにないということで、こういう追加議案で課として対応したいということで来られました。

○**尾川委員** ほんなら、ちょっと聞いてえんじゃけど、係じゃやっていけん理由はどういうことなん、係でやれんというのは。

○**田口議長** そのときに申されたのは、今人を雇っているじゃないですか、日生運輸さんとか。その運行管理者等々と話をしていく中で、毎日毎日の運行管理のスケジュールとか、交通事故防止の対策とか、そういうことを考えたら、とてもじゃないけど係ではこれだけのバスは回せませんよということになったらしいです。それは、尾川委員の言われたように、私も先に組織をつくってその中でするとするのは、そりゃもうもつともだと私も思いますけど、この場に至ってそういうことを言っても、今までしてなかったんですから。

○**尾川委員** いやいや、してねえんじゃねえんじゃ。私は、当然まち創生課長が委員会にずうっと来て説明してということは兼務かな、そこでやると思うとった。係で、課というたら要員が何人というて決まっとんかな。

○**草加議会事務局長** 特に決まったものはないというふうに。

○**尾川委員** ないじゃろう。じゃから、逆に言うたら、課にしたら要員が何人いうて決まっとんなら、5人なら5人体制でやります、3人体制でやりますと決まっとんなら、そりゃ係を課にすりゃあええよ。何も関係ねえんじゃろ、要員は。係でも10人おろうが、5人おろうが、3人おろうが関係ねえんじゃろ。そういうことをもつとついでいかなんだら、いやそりゃ課にしたら、もうとにかく備前市の組織のルールでは5人体制ですと、やりますというんならわかるよ。ただ、課にしたら何か大きいような感じ、兼務になるんか、その辺もどねんなとんかな。そういうことも、やはりある程度考えていかなんだら、そりゃ課にするんなら課にして、権限もここまで持たせます、何人要員つけます、しかるべき優秀なのを置きますと、それはもう、今やバスの運転手、両備もきのうとかきょうの新聞に出とったけど、飲酒運転やこう毎日調べるわけじゃ、ふうっと吹いて。わしらでも、ちょっと前の日にようけ飲み過ぎたら出るようなやつが、ばつとチェックして、それですぐ次の運転手を出してくるというて往生しようというて、そのぐらいやりようるわけじゃ。そんなのおらにゃあおえるもんか。そりゃ2人がおって、どうじゃこうじゃというたって、そりゃ毎日毎日あつて、お客のトラブルはある、そんなん当たり前の話じゃが。素人でもわかる。それを今になって、ああじゃあこうじゃあというて、へえでどうしてもせにゃおえんというて言うけど、そりゃ別に課にせえでも、極端な話、担当はおるんじゃから、担当を命ずるでええんじゃろ、例えばで。課をつくるから議決が要るわけであつて、じゃから本人が兼務で新たな仕事を加えたという形にすりゃ、組織の改編じゃねえんじゃから、別に議決せにゃならんことはねえんじゃねんと思うんで。その辺、どんなになるんかな、局長。

○草加議会議務局長 このたびの条例の一部改正案につきましては、公共交通課という課をつくることもさることながら、事務分掌をまちづくり部から市民生活部へ移すということで一部改正が出ておるといふふうに理解をしております。

○尾川委員 そりゃ、やはりもう少し執行部もどうしてそういうことを忘れとんか、市長が言わにゃ動かんのか、執行部も自分からみずからそういう発想はねえんかというのをやはりよう調べてもろうて、申し入れして。そんな一番大事な人間というんが一番なんじゃから、人間で仕事ができるんじゃから、何ぼICTじゃというたって機械がするんじゃねえんじゃから、人間が動かすんじゃから、それをよう主がどっちかというのを考えとかにゃあな。勘違いしたらいけんよ。動きゃへんよ、そんなもん。だから、やはりきちっと押さえてもろうてやらにゃあ。この間も何遍もいろいろやってきて、ああ忘れとった、ああ忘れとったというて、備前市の市民なんかが見たら、何ならおめえところはどうて、信頼関係というもんがねえと思う。そりゃ、やはり定住じゃというてきれいなことを言うて人を集めましたじゃ、新聞で書いたって、知つとる者は知つとらあ、こんなことやってもちょろっとしたら、すぐ組織、シカ・イノシシでもじゃな、課から係に、ほんなら何でそんな係にせにゃおえんのかと思うたりすんじゃけど、まあそれは市長の執行権の範囲内でしたというても、議決権はあるんじゃから、そこで物を言わせてもらわにゃあいけんと思うけどな。

○橋本委員長 尾川委員、詳しくは総務産業委員会でやってもらうとして、このような直前になつての追加議案というのは、今後しないようにということで執行部によくよく事務局あるいは議長のほうからよく通達をしとってください。

○尾川委員 私の考え方を言ようるわけじゃ。組織がどういうもんかというのを話ししょう。仕事というのはどういうもんか。要は議案をどうするか、別に今委員会でやれえというたって、そりゃ委員会でやる。やるけど、ここは要するに議案として受け付けるか、受け付けないかという話じゃろ。やはり何遍やっても、この間言うたばあじゃが、前の議運で。

○橋本委員長 ちょっと待ってください。追加議案を受け付けるか、受け付けないかという権限はこの議運にあるんですか。

○石村議事係長 提出された、送付された議案に不備があるとか、法律に違反しているというものがなければ、受け付けざるを得ないと思います。議長が受理をされた以上、日程に載せる義務があるというふうに解釈しております。

○橋本委員長 ということなんで、この日程に追加するという点については、議運としてはもう認めざるを得ないという格好でいきたいなと思います。

○尾川委員 否決すりゃええわけじゃ。その権限があるが、議会には。認められませんというたらええわけじゃ。

受け付けにゃおえんのかじゃったら受け付けりゃええが、そりゃ。

○橋本委員長 受け付けたんだから、もうこのままでいきます。

よろしいか。ほかにございませんか。

○**田口議長** それで、その際に先ほどから出ております追加議案の件ですけど、次回定例会以降につきましては、緊急の事案を除き、追加議案をしないようにということを市長、副市長に議長、副議長で申し入れをしております。

それと、副市長につきましては、そのとき説明されたもんですから、きょうの追加議案の説明については、きちんと説明をするようにと、追加理由をとということも申し入れをいたしております。

○**尾川委員** ただ、議案だけじゃなしに、あらゆることについて議会としての立場というのを面目の立つようにしていかなと、もうただ言うことを聞きようりゃあええんじやと、阿久根市みたいなことになったらいけんという懸念をしょうるわけ。筋道通った、できる限り、今国会でも問題になつとるけど、やはり備前市議会としたら、こういうふうな筋道を立ててきちっといく、議員も襟を正してきちっとしていくというふうな、関係ねえ話が、政務活動費なんか備前市は割かしきちっとしとるから誇れるところなんじゃけど、そういうぐあいには人からどうこう言われんように、今は追加議案、追加議案というような安易に、何でか原因をもっときちっとあからさまにしてほしいと思う。何かあるからこういうことになる。だから、先にまずどうしていくかということを検討していけばええ。

○**石村議事係長** 先ほど、通告期限の話が出たんですけれども、特段の通告期限を設けなければ通告なしで質疑をお願いしますという御説明をさせていただきました。この件について、通告期限をどうするかというのは御協議いただきたいと思えます。

それから、この日程で御了承いただけますと、明後日の本会議で議案についての結論が出ることとなります。10月1日に施行されることとなりますと、公共交通についての所管は先ほど局長が申し上げましたように総務産業委員会から厚生文教委員会と移りますので、この際委員会条例の改正は必要ございませんが、10月2日の最終日において、閉会中の継続調査事件である公共交通についてを厚生文教委員会に付託する必要が出てまいりますので、申し添えます。

○**橋本委員長** ただいま事務局より提言がございましたが、本日追加議案として上程される予定の議案第121号の質疑通告を設けるか、通告なしで質疑が可能ということで行うのか、これはこの議運に任せられました。どうするのがよろしいでしょうか。

○**掛谷委員** 通告なしで、その場でよろしいかと。

○**橋本委員長** 御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、議案第121号に関しましては、通告なしで質疑可ということで取り計らいたいと思えます。

次に、何か報告がございますか。

○**石村議事係長** 26年度一般会計決算の議案の審査日程についてでございますが、分科会の設

置等につきましては、もう既に議運で決定をいただいております。次の閉会中の分科会等の開催予定が表のとおり調整できましたので、お知らせいたします。よろしくお願ひします。

○橋本委員長 これは、報告ということで聞き及ぶことでよろしいんですね。

委員の皆さんのほうから、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、本日の議会運営委員会をこれにて閉会いたします。

御苦勞さまでした。

午前9時26分 閉会